

令和 8 年度第 1 回多治見市空家等審議会 次第

日時：令和 8 年 8 月 24 日（月曜日）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分（予定）

会場：多治見市役所本庁舎 4 階会議室

1 挨拶

2 議題

（1）議題 1（資料 1）

特定空家等の勧告について【諮問】

（2）議題 2（資料 2）

特定空家等の倒壊について【報告】

（3）議題 3（資料 3－1、3－2）

第 2 次多治見市空家等対策計画 令和 7 年度の実施状況について【報告】

（4）議題 4（資料 4）

所有者不明土地・建物管理制度活用物件の進捗状況について【報告】

3 その他

関係法令・措置の流れ（参考資料 1）

「多治見市空家等審議会設置条例」抜粋

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項に係る市長の諮問に応じ、調査及び審議を行い、その意見を答申する。

- （1） 管理不全空家等及び特定空家等の基準に関すること
- （2） 法第 13 条第 2 項の規定による勧告に関すること
- （3） 法第 22 条第 2 項の規定による勧告に関すること
- （4） その他市長が必要と認めること